

第3 監査の結果（指摘）及び監査の結果に添えて提出する意見

1 監査対象の選定理由

「第2 監査対象の概要」を踏まえて、公営競技局を対象とした。

2 監査の視点

「第1 監査の概要 5監査の方法(1)監査の視点」に記載した監査要点について、監査を実施した。

3 監査手続の流れ

(1) 概要の把握

公表されている公営競技に関する計画、条例に関する情報等を閲覧した。また、公営競技に関する概要を把握するために、公営競技の概要について整理した資料を入手し、公営競技局から概要の説明を受けるとともに、公営競技に関する状況及び課題について担当者へ質問を行った。

(2) 監査対象とした部署に関する文書等の査閲及び担当者への質問

監査対象とした部署に関する文書等を査閲し、公営競技を把握した上で、担当者に質問を実施し、公営競技について監査の視点に基づいて検討した。

所管部署への往査等は以下の通り実施した。

【文書等の査閲及び質問の実施状況】

実施期日 (令和元年)	対象部署等	調査対象
7月 19 日	公営競技局	全体概要把握のための予備調査
8月 5日～8月 8日	公営競技局	資料の査閲及び質問の実施
9月 24 日～9月 26 日	公営競技局	同上
9月 25 日	公営競技局	ハイビジョンシアター門司現場視察

4 監査の結果（指摘）及び意見の概要

「2 監査の視点」に基づいて実施した監査の結果（指摘）及び意見の概要は、以下の通りである。

なお、詳細については、「5 項目別の監査の結果（指摘）及び監査の結果に添えて提出する意見」で述べる。「監査の結果（指摘）」は、主として合規性の観点からの指摘事項であり、「監査の意見」は指摘事項には該当しないが、必要性並びに経済性、効率性及び有効性の観点から、監査人が必要と認めて述べる見解である。

(1) 監査対象別の監査の結果（指摘）及び意見の件数

監査対象別の監査の結果(指摘)及び意見の件数は以下の通りである。

【監査対象別の監査の結果(指摘)及び意見の件数】

対象項目	結果(指摘)	意見
(1)共通	4	9
(2)競輪事業	0	8
(3)モーターボート競走事業	1	6
合計	5件	23 件

(2) 監査対象別の監査の結果（指摘）及び意見の項目

監査対象別の監査の結果(指摘)及び意見の項目は、以下の通りである。なお、監査の結果(指摘)に関し、合規性の観点から特に指摘すべき事項が発見されなかった場合、「該当なし」としている。

【監査対象別の監査の結果(指摘)及び意見の項目】

監査対象、結果(指摘)及び意見の項目	担当課	頁
(1)共通項目		
指 摘	(ア) 業務状況説明書類について	総務課 45
	(イ) 固定資産に関する現物照合について	総務課 48
	(ウ) クオカードの会計処理について	総務課 51
	(エ) 貸倒引当金の計上について	総務課 52
意 見	(ア) 収支計画について	総務課 55
	(イ) 公営競技局における SDGs の推進について	地域貢献室 63
	(ウ) ポイントカードに関する両事業の連携について	競輪事業課、 ボートレース事業課 66
	(エ) 無料送迎バスの運行状況について	競輪事業課、 ボートレース事業課 68
	(オ) 隨意契約に関する事前確認表について	全課 70
	(カ) 備品管理台帳と固定資産台帳の重複管理について	総務課 73
	(キ) クオカードの在庫数ならびに作成枚数について	競輪事業課、 ボートレース事業課 74
	(ク) 経過勘定の計上について	総務課 75

	(ヶ) 情報発信について	競輪事業課、 ボートレース事業課	79
	(2) 競輪事業		
指 摘	該当なし		
意 見	(ア) 有料指定席の利用について	競輪事業課	82
	(イ) クオカードの月次点検について	競輪事業課	84
	(ウ) 借上げ開催に関する賃借料について	競輪事業課	85
	(エ) 北九州メディアドーム内広告に関する広告料について	競輪事業課	87
	(オ) 北九州メディアドームの遊休日数について	競輪事業課	89
	(カ) 施設の清掃及び整頓について	競輪事業課	92
	(キ) 委託契約に関するモニタリング活動について	競輪事業課	94
	(ク) 預金残高のマイナスについて	総務課	96
	(3) モーター艇競走事業		
指 摘	(ア) 有価証券の計上額について	総務課	99
意 見	(ア) クオカードの管理について	ボートレース事業課	101
	(イ) 施策実行の際の目標設定ならびに効果の測定について	ボートレース事業課	103
	(ウ) ボートレース若松における有料席の利活用について	ボートレース事業課	107
	(エ) 「ひまわりラウンジ」に類似した有料指定席の増設について	ボートレース事業課	111
	(オ) ポイントカードの共通化について	ボートレース事業課	113
	(カ) テナント売店に関する選定プロセスについて	ボートレース事業課	115

5 項目別の監査の結果（指摘）及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 共通

I. 実施した監査手続の概要

- ① 関連文書の閲覧
- ② 公営競技局への質問

II. 監査の結果（指摘）

(ア) 業務状況説明書類について

- i. 地方公営企業法第40条の2及び北九州市公営競技事業の設置等に関する条例第9条に基づき、管理者たる公営競技局長は業務状況説明書類の市長への提出が求められるものの、提出された説明書類の宛先は、実務を担当している財政局となっていた。財政局は当該業務について市長の権限に属する事務を分掌しているとのことであるが、形式面においては宛先を市長とされたい。
- ii. 同条例に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類に事業の概況及び経理の状況並びにその他の必要と認められる事項を記載することが求められているが、平成30年9月30日までの業務の状況に関する報告は経理の状況のみの報告となっており、報告情報の充実化が求められる。

<内容>

i. 業務状況説明書類の提出について

市は、地方公営企業法第40条の2に基づき、各事業年度少なくとも2回以上、当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出することが求められている。また、同法に基づき、市は、平成30年4月1日に施行された北九州市公営競技事業の設置等に関する条例第9条第1項及び第2項において、管理者である公営競技局長は、公営競技事業に関し、法第40条の2第1項に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務状況説明書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況説明書類を5月31日までに市長に提出しなければならないと定めている。

(業務の状況の公表)

第四十条の二 管理者は、条例で定めるところにより、毎事業年度少くとも二回以上当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、これをもつて、当該地方公営企業に係る地方自治法第二百四十三条の三第一項の規定による普通地方公共団体の長の行う公表とみなす。

出所：地方公営企業法

(業務状況説明書類の提出)

第9条 管理者は、公営競技事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公営競技事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

出所:北九州市公営競技事業の設置等に関する条例

したがって、平成30年度より、管理者である公営競技局長には業務状況説明書類を条例の定める期限内に市長に提出する義務が生じている。

この点、同書類の提出状況について市担当者に確認したところ、同年度に業務状況説明書類は、財政局宛に提出されているものの、市長宛に提出されている資料は確認できなかった。

これについて、担当者に市長への書類提出の流れについて質問したところ、以下の回答を入手している。

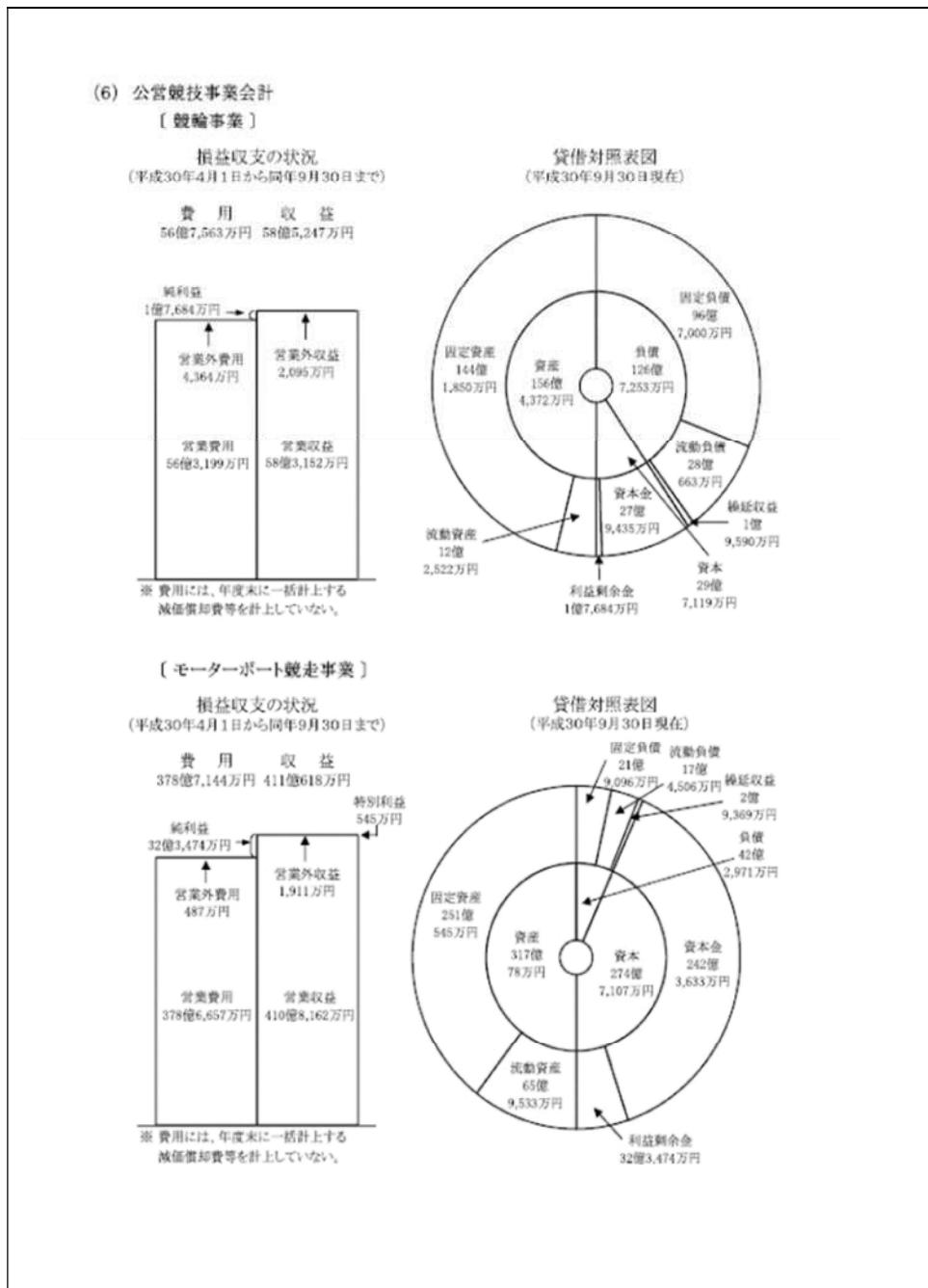
業務の状況を説明する書類の作成及び公表については、法や条例の関係性を理解した上、これらの規定に基づいた事務を、公営競技局と市長の権限に属する事務を分掌する財政局との間で効率的に行っており、具体的には、財政課長名による書類提出の依頼を受け、当局で回答し、市長決裁を経て「財政のあらまし」の中で、公営競技事業の業務の状況が公表されている。

出所:市からの回答

管理者たる公営競技局長は業務状況説明書類を市長に提出すべきところ、市長の事務を職務分掌している財政局へ提出しているのみである。この点、実態として最終的に市長決裁を経ているものの、形式的には地方公営企業法及び北九州市公営競技事業の設置等に関する条例に従い、市長宛の文書を提出されたい。

ii. 業務状況説明書類の内容について

平成 30 年 12 月 28 日に公表された「財政のあらまし」を見ると、平成 30 年度上半期の公営競技事業の業務状況に関して、以下の通り報告されている。



出所:財政のあらまし(北九州市公報 告示第 518 号 平成 30 年 12 月 28 日)

北九州市公営競技事業の設置等に関する条例においては、「事業の概況」及び「経理の状況」の記載が求められているものの、報告資料においては、経理の状況、すなわち、損益収支の状況や貸借対照表図のみしか報告されておらず、事業の概況に関する報告がなされていない。市からの回答によれば、損益収支の状況及び貸借対照表図をもって、事業の概況の公表を行っているとの見解であった。これについて、条例においては、両者は区分されており、それぞれで求められている記載は異なると考えられることから、現状の記載は条例で記載が求められている項目を網羅しているとは言えない状況であると考えられる。

市は、地方公営企業法に基づき、業務の状況を説明する責任を有している点からも、報告すべき情報の充実化が求められる。

(イ) 固定資産に関する現物照合について

固定資産管理について、北九州市公営競技局会計規程において、毎事業年度少なくとも1回、固定資産台帳記載事項と固定資産の実態の照合が求められている。しかしながら、平成30年度は、当該照合が行われていない。さらに、平成30年度は地方公営企業法の適用初年度であるが、期首残高は従来行っていた特別会計における固定資産の数値をそのまま引き継いだのみである。適切な固定資産管理を担保するために、実地照合に関する実施体制の構築及び運用が求められる。

<内容>

市が、競輪事業及びモーター艇競走事業について、平成31年3月31日時点で有する有形固定資産の明細は以下の通りである。競輪事業では、帳簿価額で126億円、モーター艇競走事業では帳簿価額で128億円の固定資産を保有している。

【競輪事業】

(単位:円)

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高
土地	750,963,477	—	—	750,963,477
立木	16,643,747	—	—	16,643,747
建物	11,084,448,961	185,213,011	—	11,269,661,972
構築物	582,485,939	7,648,000	—	590,133,939
機械及び装置	298,125,005	25,424,000	—	323,549,005
車両運搬具	164,656	—	—	164,656
工具器具及び備品	103,498,946	7,914,540	—	111,413,486
小計	12,836,330,731	226,199,551	—	13,062,530,282
建設仮勘定	6,280,000	222,584,533	218,285,011	10,579,522
合計	12,842,610,731	448,784,084	218,285,011	13,073,109,804

減価償却累計額			年度末 償却済高
当年度増加額	当年度減少額	累計	
—	—	—	750,963,477
—	—	—	16,643,747
349,526,451	—	349,526,451	10,920,135,521
14,403,720	—	14,403,720	575,730,219
27,060,863	—	27,060,863	296,488,142
—	—	—	164,656
20,978,103	—	20,978,103	90,435,383
411,969,137	—	411,969,137	12,650,561,145
—	—	—	10,579,522
411,969,137	—	411,969,137	12,661,140,667

出所:固定資産明細書

【モーターボート競走事業】

(単位:円)

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高
土地	1,709,119,539	—	8,670,257	1,700,449,282
立木	10,332,199	—	—	10,332,199
建物	8,678,278,741	78,435,400	167,959,497	8,588,754,644
構築物	732,142,768	61,933,826	18,746,205	775,330,389
機械及び装置	752,238,902	1,347,549,565	48,559,128	2,051,229,339
車両運搬具	50,218	—	—	50,218
船舶	997,300	—	—	997,300
工具器具及び備品	263,694,224	3,307,800	—	267,002,024
小計	12,146,853,891	1,491,226,591	243,935,087	13,394,145,395
建設仮勘定	8,145,000	1,394,613,482	1,399,655,783	3,102,699
合計	12,154,998,891	2,885,840,073	1,643,590,870	13,397,248,094

減価償却累計額			年度末 償却済高
当年度増加額	当年度減少額	累計	
—	—	—	1,700,449,282
—	—	—	10,332,199
351,510,179	—	351,510,179	8,237,244,465
27,562,808	—	27,562,808	747,767,581
160,752,592	—	160,752,592	1,890,476,747
—	—	—	50,218
418,500	—	418,500	578,800
56,362,125	—	56,362,125	210,639,899
596,606,204	—	596,606,204	12,797,539,191
—	—	—	3,102,699
596,606,204	—	596,606,204	12,800,641,890

出所:固定資産明細書

これらの固定資産に関する管理規程として北九州市公営競技局会計規程第 103 条において、以下の通り記載されている。

(実地照合)

第 103 条 総務課長は、固定資産につき毎事業年度少なくとも1回、固定資産台帳記載事項と固定資産の実態とを照合しなければならない。

出所:北九州市公営競技局会計規程

一方、担当者に確認したところ、平成 30 年度においては、地方公営企業法の適用初年度であり、従来行っていた特別会計における固定資産の数値を正として引き継いだのみで、特段、固定資産の現物調査等は行っていないとのことであった。これに関する市からの回答は以下の通りであった。

平成 30 年度に固定資産の現物調査が行われていないことについては、指摘の通りである。平成 30 年度から地方公営企業法を全部適用し、固定資産台帳の作成を行ったが、システムの移行調整等に時間を要したこともあり、現物調査を行う体制を整えるまでに至らなかった。今後は、定期的な現物調査等の実施等、固定資産管理の運用体制を構築していきたい。

出所:市からの回答

以上の状況を勘案すると、現状、少なくとも年に一度の現物調査が行われていない状態にあり、北九州市公営競技局会計規程に従った適正な固定資産管理を担保するために、実地照合に関する実施体制の構築及び運用が求められる。

(ウ) クオカードの会計処理について

公営競技局では SG 競走や G I 競走、イベントが開催される際に広告宣伝目的でオリジナルデザインのクオカードを作成の上、保管している。クオカードは作成時に費用処理されており、貸借対照表に計上されていない。一方で、地方公営企業法第 20 条第 1 項では、費用の認識について発生主義を適用することが求められており、クオカードを作成した際は一旦貯蔵品に振り替えた上で、実際に使用される時点で費用処理する必要がある。地方公営企業法に基づき、作成したクオカードは貯蔵品として資産計上を行い、適切に管理を行う必要がある。

<内容>

競輪事業、モーターボート競走事業ともに、SG 競走や G I 競走、イベントが開催される際に広告宣伝目的でオリジナルデザインのクオカードを作成している。このクオカードは長期間に渡って保管されており、必要に応じて払い出しが行われている。クオカード等の金券類について、即時に使用せずに一旦保管する形で受け入れたときは、貯蔵品に振り替えた上で、実際に使用される時点で費用処理する必要がある。

(計理の方法)

第二十条 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基いて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基き、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従つて、整理しなければならない。

出所:地方公営企業法

(資産等の増減又は異動の年度所属区分)

第十二条 地方公営企業の資産等の増減又は異動の年度所属は、次に掲げる区分による。

一 有形固定資産及び流動資産に属するたな卸資産については、その受入、引渡し、振替又は廃棄のあつた日の属する年度

出所:地方公営企業法施行令

公営競技局では、平成 30 年度末時点において競輪事業で 1,016 枚、モーターボート競走事業で 6,143 枚の計 7,159 枚のクオカードが保管されており、金額にすれば 3,579,500 円となる。しかしながら、いずれも作成年度に費用処理されており、貯蔵品として貸借対照表に計上されていない。

地方公営企業法に基づき、作成したクオカードは貯蔵品として資産計上を行い、適切に管理を行う必要がある。

(エ) 貸倒引当金の計上について

地方公営企業会計基準見直し Q&A(総務省 平成 28 年 3 月 28 日)によると、貸倒引当金は、その質的重要性から金額的重要性を問わず計上が求められている。平成 30 年度末において、市は過年度から未回収の未収金 1,906 千円を有しているが、財務諸表において貸倒引当金は計上されていない。実質的に回収が困難と判断される当該債権の回収可能性を適切に評価すること、そのうえで貸倒引当金の計上および注記の記載が求められる。

<内容>

市が計上している未収金のうち、アリーナ使用料やテナント賃借料等について過年度からの未収金が 1,906 千円存在している。年度別の内訳は以下の通りである。

(単位:円)

年度	競輪事業	モーターボート競走事業
平成 14 年	487,000	—
平成 15 年	618,408	—
平成 24 年	2,600	—
平成 25 年	1,900	—
平成 26 年	14,400	—
平成 27 年	14,494	—
平成 28 年	144,374	—
平成 29 年	—	623,548
合計	1,283,176	623,548
総計		1,906,724

出所:未収金明細書及び総勘定元帳をもとに監査人集計

当該未収金は相手先が限定されていることや長期間未回収の状態が続いていること等を考慮すれば、実質的に回収は困難であると公営競技局担当者も判断していることを質問において確認している。

この点、地方公営企業法施行規則第 22 条では引当金の計上要件が設けられており、当該要件を満たしたものについては各種引当金の計上が求められる。なお、金銭債権の将来の貸し倒れに備えて取立不能見込額を費用として計上する科目が貸倒引当金である。

(引当金)

第二十二条 将来の特定の費用又は損失(収益の控除を含む。)であつて、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められるものは、当該金額を引当金として予定貸借対照表等(令第十七条の二第一項第六号に掲げる予定貸借対照表及び法第三十条第七項に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。)に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上しなければならない。

出所:地方公営企業法施行規則

なお、地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針(総務省告示第 18 号 平成 24 年 1 月 27 日)において、重要性の原則のもと、重要性の乏しいものについては簡便的な処理が認められている。

しかしながら、地方公営企業会計基準見直し Q&A3-26(総務省 平成 28 年 3 月 28 日)によると、貸倒引当金は「民間企業以上に住民の日常生活に密接に関連するサービスを安定的かつ継続的に供給することが望まれる地方公営企業において、住民や議

会等を含めた関係者が将来に向けた経営計画の策定や料金の決定等に係る判断にあたり、もれなく全てを確実に把握しておくべき性格」を有しており、その質的重要性から、金額的に少額であることのみをもって計上を省略することは認められない。公営企業の経営成績や財政状態等自らの経営状況をより的確に把握ならしめるという地方公営企業法の趣旨に鑑みると、地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針(総務省告示第18号 平成24年1月27日)に基づき貸倒引当金の計上が求められる。また、他の引当金と同様に、地方公営企業法施行規則第37条第1項第3号に基づき、引当金の計上方法についての注記が求められる。

日付	番号	質問	総務省回答
H26.01.07	3-26		引当金と重要性の原則
		各種引当金について、営業規模等に対して引当金計上金額が少額である場合、重要性が乏しいものとして引当金の計上を行わないこととしてよいか。	<p>引当金は、将来の費用又は損失として貸借対照表上の負債又は資産の控除項目に計上するものであり、民間企業以上に住民の日常生活に密接に関連するサービスを安定的かつ継続的に供給することが望まれる地方公営企業において、住民や議会等を含めた関係者が将来に向けた経営計画の策定や料金の決定等に係る判断にあたり、もれなく全てを確実に把握しておくべき性格のものである。このため、計上に際しての重要性の原則の適用については、たとえ金額が少額であっても、それのみをもって判断することなく、その質的側面を勘案し、慎重に判断すべきものである。</p> <p>なお、指針において列挙されている貸倒引当金、退職給付引当金、賞与引当金、修繕引当金及び特別修繕引当金については、引当金の中でも、広く一般的に認識されており、ほとんどの地方公営企業において想定され得るものである。また、人件費や修繕費等、特に企業の安定的かつ継続的な運営にあたって回避することのできない固定的な性質の経費に係るものといえる。</p> <p>したがって、指針に列挙されている各引当金については、その質的重要性に鑑み、金額が少額であっても、重要性が乏しいため引当を行わないことは認められず、団体・企業間の比較可能性の観点からも各企業の恣意性の排除を行い、確実な計上を要するものである。</p>

出所:会計基準の見直しに関するQ&A(総務省 平成28年3月28日)

第4章 資産に関する事項

第1節 資産の評価

(中略)

第6 債権の評価

- 1 未収金、貸付金等の債権の帳簿価額は、取得原価から貸倒引当金を控除した金額とする。
- 2 貸倒引当金は、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定する。ただし、貸倒引当金の算定について、他の方法によることがより適当であると認められる場合には、当該方法により算定することができる。

出所：地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針（総務省告示第18号 平成24年1月27日）

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第三十七条 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、会計に関する書類の作成のために採用している会計処理の基準及び手続並びに表示方法その他会計に関する書類の作成のための基本となる事項（次項において「会計方針」という。）であつて、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

(中略)

三 引当金の計上方法

出所：地方公営企業法施行規則

III. 監査の意見

（ア） 収支計画について

市は、「北九州市公営競技事業経営戦略」において、競輪事業及びモーター・ボート競走事業に関する収支計画を定めている。これらの事業は市の財政への寄与が認められるものの、公益性を失った公営ギャンブルはその継続の意義が問われるため、収支計画は出来る限り客観性のある前提条件を用い、かつ、公営競技事業の将来の想定収支について読者が検討可能な情報を提供されたい。この点、「北九州市公営競技事業経営戦略」に記載されている収支計画は改善の余地がある。

<内容>

市は、「北九州市公営競技事業経営戦略」において、競輪事業及びモーター・ボート競走事業に関する収支計画を以下の通り定めている。

長期収支表

競輪事業

前期中期目標・計画期間

項 目	前期中期目標・計画期間			
	2017決算	2018予算	2019見込	2020見込
	一	一	1年次	2年次
収益的 収支	収益的収入	26,284	30,537	27,242
	営業収益	26,019	30,175	26,990
	営業外収益	266	362	252
	特別利益	0	0	0
	収益的支出	25,432	30,305	27,060
	営業費用	25,371	30,064	26,944
	うち誠価却費等	0	427	478
	営業外費用	61	121	116
	特別損失	0	120	0
	収支差引	852	232	182
資本的 収支	収入	6,500	4,697	1,300
	企業債	0	0	0
	基金繰入金	0	3,697	0
	出資金	6,500	1,000	1,300
	支出	878	4,823	1,771
	建設改良費	155	375	453
	企業債償還金	75	4,395	1,265
	投資	648	53	53
	基金積立金	648	53	53
	出資金	0	0	0
補填財源	差引過不足	5,622	▲ 126	▲ 471
	利益剰余金	852	232	182
	損益勘定留保資金等	0	528	446
資金収支	計	852	761	628
	単年度収支	6,475	635	158
	利益処分	0	0	0
	一般会計繰出	0	0	0
	建設改良積立	0	232	182
	累積	0	232	414
	累積資金	334	969	1,127
	建設改良積立を除く	0	736	713
	競輪競艇整備基金	0	0	0
	公債償還基金	3,877	232	285
基金残高	計	3,877	232	285
	企業債残高	14,065	9,670	8,405
				7,140

※ 表中の金額は、四捨五入による端数を調整していないため、内訳と計は必ずしも一致しません。

※ 2017 決算までは官公庁会計方式、2018 予算からは地方公営企業法を適用したことに伴い、

企業会計方式により金額を計上しています。

() : 文中記載事項に関して監査人によるハイライト(次ページも同様)

後期中期目標・計画期間								単位：百万円
3年次	4年次	5年次	6年次	7年次	8年次	9年次	10年次	
2021見込	2022見込	2023見込	2024見込	2025見込	2026見込	2027見込	2028見込	
27,047	27,015	26,987	26,987	26,987	26,987	26,988	26,987	
26,768	26,739	26,713	26,713	26,713	26,713	26,713	26,713	
279	276	273	273	273	273	275	273	
0	0	0	0	0	0	0	0	
26,847	26,902	26,871	26,922	26,921	26,942	26,951	26,972	
26,820	26,877	26,850	26,902	26,902	26,922	26,933	26,954	
487	572	597	626	656	675	696	718	
26	26	22	20	19	19	18	18	
0	0	0	0	0	0	0	0	
200	113	115	65	65	45	37	14	
1,790	1,643	1,340	770	0	1,692	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	
0	187	40	277	0	659	0	0	
1,790	1,456	1,300	493	0	1,033	0	0	
2,471	2,322	2,045	1,455	685	2,405	500	500	
1,029	484	514	500	500	500	500	500	
1,265	1,675	1,375	845	75	1,905	0	0	
177	163	156	110	110	0	0	0	
177	163	156	110	110	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	
▲ 681	▲ 679	▲ 706	▲ 685	▲ 685	▲ 713	▲ 500	▲ 500	
200	113	115	65	65	45	37	14	
480	566	590	620	649	668	690	712	
681	679	706	684	715	713	727	726	
0	0	0	0	30	0	227	226	
0	0	0	0	0	0	130	110	
200	113	115	65	0	0	0	0	
817	930	1,046	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	
1,127	1,127	1,127	1,127	1,157	1,157	1,254	1,370	
310	196	81	16	46	46	143	259	
0	0	0	0	0	0	0	0	
625	600	716	549	659	0	0	0	
625	600	716	549	659	0	0	0	
5,875	4,200	2,825	1,980	1,905	0	0	0	

出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成31年3月策定

長期収支表

モーター・ボート競走事業

項 目	一	一	1年次	2年次
	2017決算	2018予算	2019見込	2020見込
	メモアリ、地区選	オーション	タイヤメント	
収益的 収支	収益的収入	80,461	74,756	67,688
	営業収益	80,423	74,713	67,602
	営業外収益	38	43	86
	特別利益	0	0	0
	収益的支出	76,784	73,100	66,002
	営業費用	76,755	72,615	65,950
	うち減価償却費等	0	605	702
	営業外費用	30	49	53
	特別損失	0	435	0
	取支差引	3,676	1,656	1,686
資本的 収支	収入	0	2,000	1,393
	企業債	0	0	0
	基金繰入金	0	2,000	1,393
	出資金	0	0	0
	支出	7,337	2,742	2,356
	建設改良費	489	1,400	457
	企業債償還金	197	197	477
	投資	6,651	1,145	1,422
	基金積立金	151	145	122
	出資金	6,500	1,000	1,300
補填財源	差引過不足	▲ 7,337	▲ 742	▲ 963
	利益剰余金	3,676	1,656	1,686
	損益勘定留保資金等	0	1,056	660
資金収支	計	3,676	2,712	2,346
	单年度収支	▲ 3,661	1,970	1,383
	利益処分	3,500	1,500	1,300
	建設改良積立	0	156	386
	累積	0	156	542
	累積資金	1,841	2,311	2,394
	建設改良積立を除く	0	2,155	1,852
	競輪競艇整備基金	12,652	10,672	9,400
	公債償還基金	250	376	377
	計	12,903	11,048	9,777
企業債残高		2,388	2,191	1,714
				1,532

※ 表中の金額は、四捨五入による端数を調整していないため、内訳と計は必ずしも一致しません。

※ 2017 決算までは官公庁会計方式、2018 予算からは地方公営企業法を適用したことに伴い、

企業会計方式により金額を計上しています。

単位：百万円

3年次	4年次	5年次	6年次	7年次	8年次	9年次	10年次
2021見込	2022見込	2023見込	2024見込	2025見込	2026見込	2027見込	2028見込
SG	G1					G1	
72,152	67,407	65,713	65,688	65,688	65,688	72,197	65,688
72,105	67,360	65,665	65,665	65,665	65,665	72,174	65,665
47	48	48	23	23	23	23	23
0	0	0	0	0	0	0	0
70,419	65,726	64,649	64,564	64,598	64,628	70,615	64,923
70,369	65,677	64,599	64,514	64,549	64,583	70,570	64,878
732	708	853	805	810	846	967	1,067
51	49	49	49	49	45	45	45
0	0	0	0	0	0	0	0
1,733	1,681	1,064	1,124	1,090	1,060	1,582	765
1,790	2,199	1,700	831	1,093	1,041	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
1,790	2,199	1,700	831	1,093	1,041	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
2,591	3,279	1,745	1,431	1,785	2,167	1,060	1,060
513	1,457	238	784	877	1,096	1,060	1,060
169	254	95	67	908	38	0	0
1,909	1,568	1,412	580	0	1,033	0	0
119	112	112	87	0	0	0	0
1,790	1,456	1,300	493	0	1,033	0	0
▲ 801	▲ 1,080	▲ 45	▲ 600	▲ 692	▲ 1,126	▲ 1,060	▲ 1,060
1,733	1,681	1,064	1,124	1,090	1,060	1,582	765
723	699	844	796	801	837	958	1,058
2,456	2,380	1,908	1,920	1,891	1,896	2,540	1,823
1,655	1,300	1,863	1,320	1,199	770	1,480	763
1,400	1,300	900	1,100	1,000	700	1,400	700
333	381	164	24	90	47	0	0
1,183	1,564	1,728	1,752	1,842	1,889	1,889	1,889
3,228	3,228	4,191	4,411	4,610	4,680	4,760	4,824
2,045	1,664	2,463	2,659	2,768	2,791	2,871	2,934
5,988	3,857	2,182	1,351	1,041	0	0	0
565	609	696	783	0	0	0	0
6,554	4,466	2,878	2,134	1,041	0	0	0
1,363	1,109	1,013	946	38	0	0	0

出所：北九州市公営競技事業経営戦略 平成31年3月策定

また、上表の数値は以下の考え方により作成されている。

【競輪事業】

7 収支計画

(1) 長期収支表

別表のとおり。2018年度（平成30年度）の見込金額は、2018年度（平成30年度）3月補正予算案の金額を記載しているため、2018年度（平成30年度）決算額とは一致しません。また、2019年度（平成31年度）以降の各年度の見込金額は、2019年1月末時点で計上した金額を記載しているため、各年度の予算額を表したものではありません。予算額については、毎年度の開催日数や売上状況、決算状況等をもとに決定していくことになります。

なお、6年次（2024年度）以降については、後期の中期目標・計画の策定に合わせ、見直すものとします。

(2) 収益的収支の考え方

① 収入

- ・年間開催日数については、競輪祭6日（ナイター制）、ミッドナイト競輪24日、普通競輪45日で見込んでいます。

② 支出

- ・レースの開催に必要な経費を計上しています。
- ・職員給与費については、2018年度（平成30年度）の実配置人員、給与水準を基に見込んでいます。
- ・減価償却費を費用として計上しています。

(3) 資本的収支の考え方

① 収入

- ・建設改良費（施設設備の改修費用）の財源とするための新たな企業債の発行は見込んでいません。
- ・自己資金である競輪競艇整備基金からの出資金（ボートレース事業からの事業間振替）及び公債償還基金からの繰入金を収入としており、単年度資金収支が均衡する金額を計上しています。

② 支出

- ・施設及び設備の改修に必要な費用、企業債償還に必要な費用を計上しています。

出所：北九州市公営競技事業経営戦略 平成31年3月策定

【モーターボート競走事業】

7 収支計画

(1) 長期収支表

別表のとおり、2018年度（平成30年度）の見込金額は、2018年度（平成30年度）3月補正予算案の金額を記載しているため、2018年度（平成30年度）決算額とは一致しません。また、2019年度（平成31年度）以降の各年度の見込金額は、2019年1月末時点で計上した金額を記載しているため、各年度の予算額を表したものではありません。予算額については、毎年度の開催日数や売上状況、決算状況等をもとに決定していくことになります。

なお、6年次（2024年度）以降については、後期の中期目標・計画の策定に合わせ、見直すものとします。

(2) 収益的収支の考え方

① 収入

- ・年間開催日数については、162日で見込んでいます。
- ・SG競走は計画3年次（2021年度）に、G1競走は周年記念を毎年度、ダイヤモンドカップを計画1年次（2019年度）、九州地区戦を計画4年次（2022年度）に開催する予定で見込んでいます。

② 支出

- ・レースの開催に必要な経費を計上しています。
- ・職員給与費については、2018年度（平成30年度）の実配置人員、給与水準を基に見込んでいます。
- ・減価償却費を費用として計上しています。

(3) 資本的収支の考え方

① 収入

- ・新たな企業債の発行は見込んでいません。
- ・自己資金である競輪競艇整備基金からの繰入金及び公債償還基金からの繰入金を収入としており、単年度資金取扱いが均衡する金額を計上しています。

② 支出

- ・施設及び設備の改修に必要な費用や企業債償還に必要な費用、出資金等を計上しています。

出所：北九州市公営競技事業経営戦略 平成31年3月策定

競輪事業及びモーターボート競走事業の趣旨は、市の財政への貢献、すなわち、一般会計への繰り出しであると考えられる。これに関する従来の繰り出し実績は以下の通りである。

年 度	競輪事業	ポートレース事業	(単位:千円) 合 計
38	355,000	170,000	525,000
39	498,300	247,600	745,900
40	332,000	284,500	616,500
41	779,000	570,000	1,349,000
42	893,000	824,000	1,717,000
43	1,130,000	620,000	1,750,000
44	1,020,000	1,100,928	2,120,928
45	1,810,000	1,710,000	3,520,000
46	1,853,500	2,398,500	4,252,000
47	2,280,000	2,620,000	4,900,000
48	3,025,000	3,275,000	6,300,000
49	3,390,000	4,390,000	7,780,000
50	3,250,000	4,550,000	7,800,000
51	3,250,000	4,550,000	7,800,000
52	3,900,000	5,300,000	8,300,000
53	3,100,000	5,500,000	7,600,000
54	2,250,000	5,750,000	8,000,000
55	2,220,000	5,780,000	8,000,000
56	1,500,000	6,300,000	7,800,000
57	1,980,000	5,140,000	6,200,000
58	440,000	4,010,000	4,450,000
59	450,000	3,150,000	3,600,000
60	900,000	3,100,000	4,000,000
61	750,000	3,000,000	3,750,000
62	780,000	3,170,000	3,950,000
63	1,010,000	2,990,000	4,000,000
元	1,050,000	3,850,000	4,900,000
2	1,320,000	3,280,000	4,600,000
3	1,570,000	3,330,000	4,900,000
4	1,500,000	3,400,000	4,900,000
5	2,560,000	1,440,000	4,000,000
6	1,400,000	1,500,000	2,900,000
7	0	0	0
8	0	0	0
9	0	1,100,000	1,100,000
10	0	0	0
11	0	300,000	300,000
12	0	0	0
13	0	0	0
14	0	0	0
15	0	0	0
16	0	0	0
17	0	0	0
18	0	0	0
19	0	0	0
20	0	500,000	500,000
21	0	1,000,000	1,000,000
22	0	500,000	500,000
23	0	500,000	500,000
24	0	500,000	500,000
25	0	500,000	500,000
26	0	500,000	500,000
27	0	700,000	700,000
28	0	1,000,000	1,000,000
29	0	3,500,000	3,500,000
合計	49,725,800	107,900,528	157,626,328

出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成31年3月策定

上表の通り、競輪事業については、平成7年度以降、一般会計への繰り出しが行われていない状況である。また、前述の長期収支表によると、競輪事業は平成30年度末時点での9,670百万円の企業債残高を有しており、当該企業債は主にメディアドーム建設支出のための企業債である。同表の資本的収支によるとその返済原資(支出-企業

債償還金)の多くは、モーターポート競走事業からの出資金(収入-出資金)から構成されている。なお、同表によると8年次(令和8年)に企業債残高はゼロとなっている。

また、前述の競輪事業の長期収支表に記載されている収益的収支によると、平成30年度(2018年予算)の収支差引232百万円に対し、10年次(令和10年)の収支差引は14百万円まで減少している。ギャンブルから連想されるネガティブな側面も鑑みると、市の財政への収益貢献が限られている当該事業のあり方についての検討の必要性を喚起させられる。

長期収支に関する質問に対する市からの回答は以下の通りである。

長期収支の発売見込額については、これまでの発売額の推移を基として、対外的に公表することも踏まえ、外部委員からの実現性のある計画を、という意見も参考にして、見積っている。6年次以降については、北九州市公営競技事業経営戦略にも明記しているが、将来の経済、社会情勢の変化の予測が難しいことから、減価償却費、企業債償還以外のところは、据え置きのまま収支見通しを示すこととした。なお、この期間の長期収支については、後期の中期目標・計画の策定に合わせて見直すこととしている。

出所:市からの回答

保守的観点から作成された長期収支は、競輪事業が10年次(令和10年度)において赤字事業にならないことは示しているものの、公益性を失った公営ギャンブルはその継続の意義が問われるため、競輪事業のあり方について議論しうる情報としては、改善の余地がある。

(イ) 公営競技局におけるSDGsの推進について

市は、SDGsの普及啓発を掲げており、公営競技局においても、子ども食堂や、ボートレース若松における照明のLED化等の取り組みを行っている。市ではこれまで環境への対応を発信してきたが、SDGs及び環境への取組が一段と世間の注目を集め、SDGsを普及啓発することに加えて、公営競技局の公益性を明示するために、SDGsについてのPRを行うと共に、北九州市環境基本計画で示されているバックキャスティングの観点からの取り組みも検討することが望まれる。

<内容>

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは国連サミットで採択された持続可能な開発目標のことである。市は早期からSDGsに取り組んでいたことで、日本政府の「SDGs未来都市」に選定されたほか、アジアで初めてOECDのSDGsモデル都市として選定される等、世界的にも高い評価を受けている。

SDGs 推進室では、2015 年9月の国連のサミットで、採択された国際目標「SDGs」(持続可能な開発目標)の達成に向け、府内各部局の SDGs への取組を総合的に調整しながら、「北九州市 SDGs 未来都市計画」に基づく事業の推進や、SDGs の普及活動などを実施しています。

出所:北九州市 SDGs 推進室ホームページ

OECD(経済協力開発機構)は、このたび、SDGs 推進に向けた世界のモデル都市として、アジア地域で初めて、本市を選定しました。

OECD は、既に選定した6都市・地域を含めて世界から 10~12 程度のモデル都市を選定し、それらモデル都市を対象として調査・分析・評価を行い、都市・地域レベルの取組みを世界中に広げていくためのプロジェクトを実施することとしています。

出所:北九州市ホームページ

これを受け、公営競技局においても北九州市公営競技事業経営戦略の中で、企業理念を SDGs と関連させて示している。

第3章 経営の方針

1 企業理念



北九州市公営競技事業の目的を明確化するものです。この企業理念のもと、北九州市公営競技局の職員が一丸となって、競輪・ボートレース事業に取り組んでいきます。

出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成 31 年3月策定

公営競技局に関連した SDGs の各ゴール等、SDGs に関する表示を行っているものの、北九州市公営競技事業経営戦略において公営競技局と SDGs の関係性が示されているのは当該箇所のみであり、具体的な取り組みを知ることができない。公営競技局では、現在、子ども食堂や、ボートレース若松の照明を LED にするといった取り組みを実施しており、これらの取り組みと SDGs の関係を明確にして社会に PR することが望まれる。これについて市は以下のように回答している。

公営競技事業を今後も実施していく上で、事業自体のイメージアップを図り、市民の理解を広げていくことが大切であると考えている。競輪・ボートレースの収益金の使

途(活用先)が SDGs のどのゴールに関連しているのかを、今後、ホームページ等で発信することを検討していく。

また、現在、本市としてのローカルインディケーターが検討されている。公営競技局で実施しているナイター照明の LED 化や子ども食堂等代表的な取り組みについては、こうした全市的な動きの中で SDGs の取り組みとして発信していきたいと考えている。

出所:市からの回答

また、SDGs において推奨されている手法として、バックキャスティングという考え方がある。バックキャスティングとは、自身のあるべき未来像を描き、それを実現するためにどのようにすれば良いか計画立案する考え方であり、北九州市環境基本計画等でも、その考え方方が用いられている。

地方自治体において SDGs に取り組むことは、現時点では法的な義務ではありません。しかし、環境に関連するとされる 12 のゴールについて、既に本市は、第 1 章での説明のとおり、様々な環境への取組を行ってきた歴史があり、環境首都グランド・デザインに基づき、また、環境未来都市として、現在もあるべき未来像の実現に向け、バックキャスティング的な観点から環境・経済・社会の統合に取り組んでいます。

出所:北九州市環境基本計画(副題:環境首都・SDGs 実現計画)

公営競技局においても、以上の考え方に基づき、SDGs と関連付けた取り組みを検討することは有意義であると言える。公営競技局におけるバックキャスティング的な考え方の例としては、ボートレース若松のボートレースパーク化による住み続けられるまちづくりの促進や、大学との連携による質の高い教育の提供等について、より具体的に将来像を描き、そこに向かって計画立案することが考えられる。

SDGs の認知度が増し、環境への取組状況が世間の注目を集めると同時に、SDGs を普及啓発することに加えて、公営競技局の公益性を明示するために、SDGs についての PR を行うと共に、バックキャスティングの観点からの取り組みも検討することが望まれる。

なお、このことは、両事業において北九州市公営競技事業経営戦略にある「イメージアップ事業の企画・実施」の項目で取り組んでいくものであり、毎年度の自己点検・評価を着実に行い、計画3年次の外部評価において、その取組状況について説明責任を果たしていくことが望まれる。

(ウ) ポイントカードに関する両事業の連携について

市は、競輪事業とモーターべト競走事業、それぞれにおいてポイントカードを発行しているが、それらの連携はなされていない。来場者数増加の観点から、ポイントカードの共通化を含めた競輪事業とモーターべト競走事業の連携に向けた取り組みを実施することが望まれる。

<内容>

市は、競輪事業とモーターべト競走事業のそれぞれにおいて、以下のポイントカードを発行している。

事業名	カード名
競輪事業	かねりんカード
モーターべト競走事業	かっぱくんカード



出所:「かねりんカード入会案内」



出所:「かっぱくんカード入会案内」

小倉競輪におけるかねりんカード及びボートレース若松におけるかっぱくんカードはいずれも、入場や来場ごとにポイントが付与され、そのポイントと引き換えに電子マネー や有料席の利用が可能になる等、類似したサービスの内容となっている。

しかし、これらのサービスは連携されておらず、それぞれ独自で運用されている。市は競輪事業及びモーターボート競走事業という2つの公営競技を有していることから、各事業を切り離して考えるのではなく、連携させることが来場者数の増加の面において、効果的な事業運営につながる可能性があると考えられる。この点について、市は以下のように回答している。

ポイントカードを共通化するには、競輪・ボートレース両事業において、投票に使用するシステムや機器のメーカーが違う等という大きな課題があることから、本市のみでの対応は困難であり、業界全体で取り組む必要があると考えている。

出所:市からの回答

市の回答から、直近の対応は困難であると考えられるものの、競輪事業及びモーターボート競走事業を連携させて盛り上げることは有意義である。ポイントカードの共通化を含めた競輪事業とモーターボート競走事業の連携に向けた検討を行うことが望まれる。

(エ) 無料送迎バスの運行状況について

市は、来場促進、売上向上につなげるため、ファンサービスの一環として競技場を発着する無料の送迎バスを運行させている。しかし、これら無料送迎バスは一部路線において乗車人員が著しく少なく、運用コストが多額になっている。

無料送迎バスの路線毎の採算性を精緻に検証した上で、無料送迎バスを運行させている目的について改めて確認し、継続の要否や無料送迎バスの有効活用策について検討することが求められる。

<内容>

i. 競輪事業における採算性

競輪事業では北九州メディアドームへの来場者のため、委託先の業者である公益財団法人 JKA と無料送迎バスの運行を含めた上で委託契約を締結している。市は、無料送迎バスについてレース別に、競輪祭、小倉濱田翁カップ、ナイター競輪の3通りに分けて管理している。その大半は往路のみの運行となっており、復路は小倉駅行きのみである。

平成 30 年度における競輪事業の無料送迎バスの利用状況は以下の通りである。

【平成 30 年度 北九州メディアドームを発着する無料送迎バスの概要】

路線名	のべ台数 (台)	乗車人員 (人)	1台当たり 乗車人員(人)	経費 (円)	1人あたり 経費(円)
門司・下関	15	96	6.4	534,600	5,569
折尾・黒崎	15	109	7.3	518,400	4,756
行橋	15	66	4.4	518,400	7,855
黒崎・戸畠	39	333	8.5	1,371,192	4,118
福岡	3	46	15.3	273,780	5,952
北九州空港	6	7	1.2	220,320	31,474
小倉往路便	84	914	10.9	1,885,680	2,063
小倉復路便	100	2,473	24.7	1,514,160	612
合計	277	4,044	14.6	6,836,532	1,691
合計(小倉往 復便除く)	93	657	7.1	3,436,692	5,231

出所:市作成資料を基に監査人作成

北九州メディアドームを発車し小倉駅に向かう復路便については、1人あたり 612 円と他路線と比して安価であるものの、小倉駅発着便を除くと乗車人員数も少なく、結果として1人あたり 5,231 円の経費を要している計算となる。バスで来場したファンは小倉復路便に乗車するものと考えると往復で 5,843 円となる。

簡易的な計算をすると、平成 30 年度における年間の入場者数は 43,570 名、本場での売上額が 741,999,400 円となっていることから、本場における1人あたりの平均売上額 17,030 円であり、払戻金や交付金等を差し引いた貢献利益率を約 20%であるとすると貢献利益は 3,406 円と試算され、上記の往復運賃を下回っている。

ii. モーターポート競走事業における採算性

市は、ボートレース若松への来場者のため無料送迎バスを運行させている。バスは SG 競走、G I 競走、本場普通開催、場外発売(他場で SG レースが開催されるとき)の4 通りに分けて運行している。小倉、戸畠、黒崎は往復共に運行しており、門司、中間、折尾、芦屋については往路のみの運行、福岡については復路のみの運行となっている。

平成 30 年度におけるモーターポート競走事業の無料送迎バスの利用状況は以下の通りである。

【平成 30 年度 ボートレース若松を発着する無料送迎バスの概要】

路線名	のべ台数 (台)	乗車人員 (人)	1台当たり 乗車人員 (人)	経費 (円)	1人あたり 経費 (円)
門司	203	4,028	19.8		
中間	203	2,186	10.8		
福岡	14	178	12.7		
小倉	1,584	14,003	8.8		
折尾	110	267	2.4	1,343,712	5,033
芦屋	178	1,440	8.1	5,603,796	3,892
戸畠	2,766	39,542	14.3	44,228,780	1,119
黒崎	2,754	31,434	11.4	44,308,620	1,410
(場外発売) 戸畠・黒崎・小倉	330	1,877	5.7	以上に含む	—
合計	8,142	94,955	11.7	142,886,324	1,505

出所：市作成資料を基に監査人作成

折尾を発車しボートレース若松に向かう往路便については、平均乗車人員が 2.4 人となっており、1人あたり経費は 5,033 円と全路線平均の 1,505 円や他便と比べても高額となっている。バスで来場したファンが復路で戸畠便に乗車すると考えると、往復で 6,152 円となる。

簡易的な計算として、平成 30 年度における年間の入場者数は 172,566 名、本場での売上額が 3,805,225,400 円となっていることから、本場における1人あたりの平均売上 22,050 円であり、払戻金や交付金等を差し引いた貢献利益率を約 20% あるとすると貢献利益は 4,410 円と試算され、上記の往復運賃を下回っている。

iii. 無料送迎バスの運行継続要否の検証

無料送迎バスを運行する目的についての質問に、市は以下のように回答している。

来場促進、売上向上につなげるため、ファンサービスの一環として実施している。

出所：市からの回答

しかしながら、市は無料送迎バスを運行している結果、具体的にどれだけ来場者が増え、売上が向上しているのかといった採算性の検証はなされていない。上記のような無料送迎バスの路線ごとの採算性を検証した上で、無料送迎バスの継続要否や無料送迎バスの有効活用策について検討することが求められる。

なお、このことは、公営競技局の経営戦略のうち、競輪事業においては「本場来場者数の確保」の項目で、またモーターボート競走事業においては「本場来場者数の拡大」の項目で取り組んでいくものであり、毎年度の自己点検・評価を着実に行い、計画3年次の外部評価において、その取組状況について説明責任を果たしていくことが望まれる。

(才) 隨意契約に関する事前確認表について

市は、随意契約を締結する際には、契約締結の要否を確認するため、「随意契約により契約する場合の事前確認表」を作成している。

これについて、当該確認表が網羅的に作成されていることを確認したところ、作成が必要と見受けられるものの、事前確認表が作成されていない契約が検出された。契約の適正化を確保するため、随意契約を締結する場合は事前確認表により漏れなくチェックする必要がある。

<内容>

市は、随意契約を締結する際には、契約締結の要否を確認するため、以下の「随意契約により契約する場合の事前確認表」を作成することが求められている。

随意契約により契約する場合の事前確認表					
委託契約名	締結年月日		備考		
株式会社 A	令和 年 月 日	被職者名	氏名	役	
契約主要体員	被職者名	氏名	役		
区 分					
1. 委託の範囲	種別・事項		選択		
<p>①第三者において委託業務の履行が可能であるか。</p> <p>②委託することが社会に適合しているか。</p> <p>③委託してしても公的性及び社会責任が損なわれるか。</p> <p>④委託により路線又は地盤の向上に寄与されるか。</p>					
2. 委託業務の権限と留意事項					
3. 委託業務の内容及び内規					
<p>①委託業務は誠実的・公正的・誠実に運営されているか。</p> <p>②委託業務の内容及び内規が定められており、正確等に適合しているか。</p>					
4. 予定期制の認定					
<p>①あらかじめ予定期制を締結しているか。（下書きをそのまま用いていないか。）</p> <p>②既定に当たり、通常的な数量、時間、経費等を考慮した上で修正していないか。（既定になっていないか。）</p> <p>③既定の予定期制の変更を申請していただいているか。</p>					
5. 委託先の選定					
<p>①有資格者名簿に記載されている者うちから、予定期制に対する旨の書類を提出しているか。</p> <p>②専門性・知識・技術・実績・経験等を各部門別に評価して選定しているか。</p> <p>③地区・専門を基準に選定しているか、地区外企業を選定する場合は、事前に委託申請書により当該地区を申請して承認を得た後であるか。</p>					
6. 委託料金の算出方法					
<p>①支払回数を算出し、月額1回あたりの料金が何円であるかに採用するか。 （1ヶ月当時の価格、予定期制は100万円以下であるか。）</p> <p>②支払回数をあらかじめまでの適用に在籍的な理由があるか。 （定められた委託料金に係る賃借契約ガイドラインに適合しているか。）</p>					
備考欄					
<p>本表の欄記入方法　是 → <input type="radio"/> 否 → <input type="checkbox"/> 留守なし → <input checked="" type="checkbox"/></p>					
<p>審査基準記入欄　是 → <input type="checkbox"/> 否 → <input type="checkbox"/> 留守なし → <input checked="" type="checkbox"/></p>					

出所：随意契約により契約する場合の事前確認表

一方、公営競技局が締結している契約書の内容を閲覧したところ、「小倉ナイター競輪に係る関東地区スポーツ紙への出走表掲載業務」に関する契約（以下、本契約という）について、事前確認表が作成されていなかった。

担当者によれば、事前確認表は「委託費」に該当する場合には作成が求められるものの、「役務費」に該当する場合には作成は求められていないとのことであった。また、市は、本契約を「役務費」に該当するものと判断し、確認表は作成していないとのことであった。なお、いずれかの区分に該当するかについては、地方公営企業法適用前の特別会計において処理していた勘定を引き継いでいることであり、以下の区分に従って判断していたとのことであった。

区分	支出負担行為の整理区分				会計管理者に事前合議を要するもの
	支出負担行為の整理区分	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	備考	
決裁書に添付すべき書類	提示すべき書類				
12役務費 通信運搬費 保管料 広告料 手数料 筆耕翻訳料 火災保険料 自動車損害 賠償 賦課金	契約を締結しようとするとき(支出を決定しようとするとき)	契約金額(請求のあつた金額又は納付額)	予定価格調書入札(見積)書契約書案又は請書案申込書案納付書及び内訳書	運賃先払による運搬料、到着荷物の保管料、市債の元利支払手数料、官報登載料及び金融機関収納手数料並びに後納契約、長期継続契約、単価契約及び価格協定に係るものは、かつて書によることができる。	
13 委託料	契約を締結しようとするとき(支出を決定しようとするとき)	契約金額(請求のあつた額)	契約書案(見積書)	児童福祉法及び老人福祉法による措置費等はかつて書によることができる。	市長等の決裁事項

出所:北九州市支出負担行為整理区分規則

これについて、本契約は、第1条において、以下の通り「委託」の文言が使用されており、確認表の作成が必要な契約にも見受けられる。

(契約内容)

第1条 発注者が受注者に委託する業務の内容は、別表のとおりとする。

出所:契約書

また、当該契約以外にも、類似した契約で事前確認表が作成されていない契約があることである。契約内容の適切性を確保する観点から、地方公営企業法適用前の特別会計において処理していた慣習による判断ではない第三者にも説明可能な事前確認表を作成する対象契約を明確化すべきである。

(カ) 備品管理台帳と固定資産台帳の重複管理について

現状、備品の購入がなされた際には備品管理台帳及び固定資産台帳の両者への入力が行われている備品があり、有効性及び効率性の観点から改善の余地があるものと考えられる。このため、両システムの対象範囲について改めて検討することが必要である。

<内容>

市は、現状備品について、以下の通り、備品管理台帳及び固定資産台帳への入力をを行っている。

備品管理台帳	1万円以上
固定資産台帳	10万円以上

これは、市の条例に基づき備品管理台帳への入力が行われていることを要因とするものである。

(物品の分類)

第82条 物品は、次のとおり区分する。

- (1) 備品
- (2) 消耗品
- (3) 原材料

(帳簿による物品の整理)

第93条 物品管理者は、次の帳簿を備えて物品の管理を明らかにしなければならない。

- (1) 備品管理台帳
- (2) 重要物品管理台帳
- (3) 自動車管理台帳
- (4) その他必要な帳簿

出所:北九州市会計規則

この点、現状の作業は、同一の固定資産にも関わらず、それぞれ異なる台帳への登録を行うことを意味するため、重複した内容となっており、有効性及び効率性の観点から改善の余地があるものと考えられる。これに関する市からの回答は以下の通りであった。

現状として、取得価格(税抜)10万円以上の物品については、固定資産台帳と備品管理台帳に登載する作業を行っている。公営企業会計に移行する以前は、市の物品管理要領に基づき取得価格(税込)1万円以上の物品について備品として取り

扱い、備品管理台帳に登載しており、平成 30 年度に公営企業会計へ移行する際に、同備品管理台帳のデータを引き継いでいる。企業会計化後に、北九州市公営競技局会計規程に基づき、取得価格(税抜)10 万円以上の物品について、固定資産として管理する必要が生じたが、固定資産管理システムと備品管理システムは連携していないことから、双方のシステムに登載する作業を行っている。これらは2つの規程に準拠するために必要な作業であると認識している。また、平成 30 年度に新規に取得した取得価格(税抜)10 万円以上の物品は、公営競技事業会計全体で合わせて 16 件であり、現状では効率性の阻害要因とはなっていないものと認識している。

出所：市からの回答

これについて、地方公営企業法が適用されている一方で、市の物品管理要領についても、従前と同様に準拠しなければならない点は、効率的かつ有効的な事務手続とは言い難い。また、平成 30 年度に重複した備品の件数は 16 件と効率性の阻害要因にはあたらない件数であると考えられるものの、将来的にも同様の水準で推移するかについては不透明な点もあるものと考えられる。このため、両システムの対象範囲について改めて検討することが必要である。

(キ) クオカードの在庫数ならびに作成枚数について

市は、広告宣伝目的のクオカードを作成する際、前回実績等を参考にして作成枚数を決定している。しかし、過剰な在庫を抱えないためにも、選手への謝礼等広告宣伝効果が見込めないものについては、まず現在抱えている在庫から払出を行うこと、また、広告宣伝目的でクオカードを作成するときは、必要数を適切に算定して在庫が過剰とならないようにすることが求められる。

<内容>

市は、広告宣伝目的のクオカードを作成する際の作成枚数の根拠について以下のように回答している。

○競輪事業課

抽選会の景品や新聞社訪問等 PR に活用する枚数を実績等から勘案して作成枚数を決定している。

○ボートレース事業課

作成枚数については、各係が前回実績等を基に算出し、決定している。

出所：市からの回答

しかし、前回の実績等を参考にして作成した結果、在庫数が過剰となっている面が伺える。例えば、市は、平成 30 年 11 月 20 日から 25 日にかけて開催された第 60 回競輪

祭の広告宣伝目的のためクオカードを6,610枚作成している。本クオカードの在庫数は、第60回競輪祭が終了した平成30年12月末時点においても775枚を残した状態となっている。

担当者に確認したところ、この在庫は競輪祭開催後のお礼訪問に必要なクオカードであり、当初よりレース終了後も一定枚数が残るようになっているとのことであった。しかしながら、以下のような当初の作成目的とされていた事後のお礼訪問とは異なる目的での開催後の払い出しが見受けられる。

受払年月日	件名	払出枚数
平成30年12月30日	もちつき大会 地元選手協力謝礼	36枚
平成31年1月26日	平成30年北九州市競輪選手表 彰受賞者特別紹介参加謝礼	4枚
平成31年2月5日	競輪セミナー 地元選手協力謝礼として	10枚
平成31年3月10日	ナイター競輪選手代表用	10枚

出所：市作成資料より監査人が一部抜粋

平成30年度末時点において公営競技局全体で7,159枚のクオカードを保有しており、その多くは開催レースの広告宣伝目的で作成されたものである。換金可能性の高いクオカード等を過剰に保有することは紛失、盗難リスクや管理コストの増大につながる。

そのため、広告宣伝のクオカードを使用する必要性がないときは、公営競技局において在庫とされているクオカードを競輪事業課とボートレース競走事業課で区分管理の上、融通しあいながら使用することや、クオカードを作成するレース数を極力減少させる等で、在庫が過剰とならないように対応することが求められる。

(ク) 経過勘定の計上について

平成30年度より地方公営企業法を全部適用したことにより、従来の官庁会計方式から企業会計方式に移行し、現金主義会計から発生主義会計への変更が求められている。これに伴い、適正な期間損益計算の観点により経過勘定の計上が必要となる。市は、重要性の原則により未払費用や未収収益等について計上を省略しているが、今後重要性が増した場合には経過勘定の計上が求められる。

<内容>

市は、平成30年度より地方公営企業法を全部適用したことにより、従来の官庁会計方式から企業会計方式に移行し、現金主義会計ではなく発生主義会計の採用が求められている(地方公営企業法第20条第1項、地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針 第2章第1)。

(計理の方法)

第二十条 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基いて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基き、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従つて、整理しなければならない。

出所:地方公営企業法

第2章 費用及び収益

第1 総額主義及び発生主義

1 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、全ての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない(法第20条第1項)。

出所:地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針

発生主義のもと、現金の収入や支出のタイミングを問わず、費用または収益はその発生の事実に基づき、その発生した年度に計上することが求められる。これに伴い発生主義会計では経過勘定項目の計上が求められる。経過勘定項目とは、大きく二つに分類され、既発生分を見越して計上する見越勘定(未払費用及び未収収益)と未発生分を繰延べて計上する繰延勘定(前払費用及び前受収益)に分けられる(企業会計原則注解[注5])。

[注5] 経過勘定項目について(損益計算書原則一のAの2項)

(1) 前払費用

前払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の費用となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。また、前払費用は、かかる役務提供契約以外の契約等による前払金とは区別しなければならない。

(2) 前受収益

前受収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払を受けた対価をいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の収益となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。また、前受収益は、かかる役務提供契約以外の契約等による前受金とは区別しなければならない。

(3) 未払費用

未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払が終らないものをいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過に伴いすでに当期の費用として発生しているものであるから、これを当期の損益計算書に計上するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。また、未払費用は、かかる役務提供契約以外の契約等による未払金とは区別しなければならない。

(4) 未収収益

未収収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。従って、このような役務に対する対価は時間の経過に伴いすでに当期の収益として発生しているものであるから、これを当期の損益計算に計上するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。また、未収収益は、かかる役務提供契約以外の契約等による未収金とは区別しなければならない。

出所:企業会計原則注解

市は、企業債や有価証券を有していることから、経過勘定項目のうち見越勘定項目については計上が必要と考えられるが、平成 30 年度決算において当該勘定は計上されていない。この点、地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針によると、同指針第1章第7の重要性の原則に基づき、金額的側面及び質的側面の両方の重要性を考慮したうえで、重要性の乏しいものについては簡便的な処理が認められており、また、企業会計原則注解〔注1〕によると、経過勘定項目について重要性の乏しいものについては、当該項目として処理しないことが認められている。

第1章 一般原則等

第7 重要性の原則

1 地方公営企業の会計は、住民をはじめとする利害関係者の地方公営企業の状況に関する判断を誤らせないようにするために、法令の規定に反しない限りにおいて、取引及び事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切

- な記録、計算及び表示を行わなければならない。
- 2 質的側面の考慮においては、地方公営企業の会計の見地からの判断に加え、地方公営企業の公共的性格に基づく判断も加味して行わなければならない。
- 3 重要性の乏しいものについては、法令の規定に反しない限りにおいて、本来の会計処理によらないで合理的な範囲で他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則及び明瞭性の原則に従った処理として認められる。
- 4 (中略)

出所:地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針

〔注1〕 重要性の原則の適用について(一般原則二、四及び貸借対照表原則一)

企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った処理として認められる。

重要性の原則は、財務諸表の表示に関しても適用される。

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

(1) (中略)

(2) 前払費用、未収収益、未払費用及び前受収益のうち、重要性の乏しいものについては、経過勘定項目として処理しないことができる。

出所:企業会計原則注解

企業債利息に係る未払費用及び有価証券利息に係る未収収益について、いずれも重要性が乏しいとして計上を省略するという市の判断は許容できるものと想定されるが、今後重要性が増した場合には計上の検討が必要である。なお、公営競技事業会計と公債償還特別会計の整合性の観点から、企業債利息に係る未払費用の計上は困難との見解を市担当者より得ているが、この点、公営企業の経営成績及び財政状態の説明責任を果たすという地方公営企業法関連法規の趣旨に鑑み、今後経過勘定項目の重要性に変動が増した場合には、決算上適切な会計処理をするための方策の策定が求められる。

(ヶ) 情報発信について

市は、本場来場者数の確保や電話投票・場外発売の売上額向上につなげていくため、広報宣伝計画の策定・検証やイベント・ファンサービスの強化に取り組むとしている。市は実際にソーシャルネットワーキングサービス(以後 SNS という)による情報発信を行っているものの、現状その広告宣伝効果が大きいとは言えない状況にある。広告宣伝効果を高めるため、競輪事業及びモーターボート競走事業間で連携した広報宣伝活動等を行っていくことが望まれる。

＜内容＞

市は、両事業の広報宣伝にあたり、平成 31 年度から令和 5 年度までの前期中期計画において、以下の通り計画している。

第5章 前期中期計画～競輪事業～

I 選ばれるレース場を目指して

【取組項目】

4 本場来場者数の確保

(中略)

(2) 積極的な情報発信

ファンの情報獲得の利便性や関心を高め、来場促進につなげるため、SNS 等を活用し積極的に情報発信を行う。

第6章 前期中期計画～ボートレース事業～

I 選ばれるレース場を目指して

【取組項目】

1 電話投票・場外売上額の確保

(中略)

(3) 積極的な情報発信

ファンの情報獲得の利便性や関心を高め、来場促進につなげるため、スポーツ紙・専門誌による宣伝を引き続き実施するとともに、ホームページの利便性向上や SNS 等の活用の強化を図る。

出所：北九州市公営競技事業経営戦略 平成 31 年 3 月策定

上記計画にあるように、市は施策の一つとして SNS を活用している。令和元年 12 月 24 日時点において運用中のもののうち Twitter の概要は以下の通りである。

種目	名称	サービス利用開始日	総ツイート数	フォロワー数	備考
競輪	小倉競輪場	平成 25 年3月	887	1,690	小倉競輪の公式アカウント。主にレースの案内、結果報告、キャンペーンの発信等を行っている。
	かねりん(A級5班)	平成 27 年4月	10.5 万	3,945	小倉競輪のマスコットキャラクターである“かねりん”的アカウント。
	小倉けいりん事務局(公式)	平成 27 年4月	1.3 万	2,400	競輪の開催情報やイベント等、小倉競輪に関する事項を事務局担当者が発信するアカウント。
モーター ボート競走	ボートレース若松	平成 27 年4月	1,806	3,980	ボートレース若松の公式アカウント。主にレース情報や選手情報、イベント情報の発信等を行っている。

出所:各 SNS を参考に監査人作成(令和元年 12 月 24 日時点)

Twitter は一般的に、登録された固有のアカウントから、ツイートと呼ばれる方法により 140 字以内で文章等情報を投稿し、当該アカウントのツイートを常時閲覧する登録を行ったユーザー（以下、フォロワーという）を中心として、Twitter サービス利用者に対し情報発信を行うことができるサービスである。市は両事業において Twitter による情報発信を行っており、競輪事業については“かねりん”的アカウントが市の競輪関連のアカウントの中で最多のフォロワー約 4,000 人を有している。またモーターボート競走事業については、“ボートレース若松”的アカウントのフォロワー数がおよそ 4,000 人となっている。したがって、両事業において少なくとも約 4,000 人が日常的に各アカウントのツイートを閲覧する機会にあるといえる。

この点、両事業について、1 日当たり売上規模が市と近似しているボートレース場（芦

屋、大村)及び競輪場(松戸、岸和田)について Twitter フォロワー数の調査を実施した。調査結果は下記の通りである。

種目	場所	サービス利用開始日	総ツイート数	フォロワー数
競輪	松戸	平成 24 年1月	5,810	7,501
	岸和田	平成 22 年3月	5,696	1,146
ボートレース	芦屋	平成 30 年5月	1,228	17,000
	大村	平成 22 年7月	2,355	25,000

出所:各 SNS を参考に監査人作成(令和元年 12 月 24 日時点)

競輪事業では松戸けいりんの公式アカウントである“松戸けいりん★マッピー★”がフォロワー7.5 千人、モーターボート競走事業では、芦屋ボートレース場の公式アカウントである“ボートレース芦屋”が 17 千人、大村ボートレース場の公式アカウントである“ボートレース大村”が 25 千人である。他市と比較して市の広告宣伝効果が大きいとは言えない状態である。

広告宣伝活動の改善に向けて、一定の成果を上げている他市の活動を参考にしながら、市は競輪・モーターボート競走の両公営競技について単独で施設を有し開催している唯一の施行者であるという特徴を生かして、両事業を相互活用することにより、競輪・モーターボート競走両者のファンを巻き込んだ広報宣伝活動を実施することや、そのほかにも、ご当地キャラクターやご当地ヒーロー、市に関係する団体等との連携により広告宣伝効果をより高めることが望まれる。